

第二十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「までの子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加える。

第七条の二第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に、「第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を「第一項及び第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」に、「第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護する」を「同項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- (2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の三を削る。

第二条の二第一号中「当該子」を「非常勤職員の養育する子」に改め、同条第二号中「養育する子について、」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が」に、「配偶者が当該子」を「養育する子」に、「育児休業をしている場合(当該非常勤職員が育児休業をしようとする)」を「育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の)」に、「当該育児休業に係る子」を「当該子」に、「当該非常勤職員の配偶者がしている当該子に係る育児休業」を「当該地方等育児休業」に、「その日が当該非常勤職員が育児休業をしようとする」を「当該日が当該育児休業の)」に、「当該育児休業に係る子の出生した」を「当該子の出生の)」に、「出生した日以後」を「出生の日以後」に改め、同条第三号を次のように改め、同条を第二条の三とする。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当し

てする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条の前に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の四 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号中「任期を定めて採用された非常勤職員であつて、当該任期」を「その任期」に、「ものが」を「非常勤職員が、当該育児休業に係る子につ

いて」に、「が満了した後に引き続き採用された」を「の満了後に特定職に引き続き採用される」に改め、「当該育児休業に係る子について」を削り、「引き続き採用された日」を「当該引き続き採用される日」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「再度の」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第二項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 育児短時間勤務の承認が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十一条中「部分休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「次に掲げる職員」に改め、同条各号を次のように改める。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十二条第一項中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を、「承認は、」の下に「勤務時間条例第七条の二第二項に規定する」を、「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 勤務時間条例第十三条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例第十四条第一項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児のための特別休暇又は当該介護休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第二十二条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第十七条の規定により任命権者が定める育児のための休暇又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児のための休暇又は当該介護休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。